

一般社団法人全日本テコンドー協会

合同委員会運用規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会(以下、「当法人」という。)の定款第38条に基づき設けられた各委員会の連携を高め、当法人の事業を円滑に推進するための2以上の委員会が合同して行う会議の運営に必要な事項を定める。

(合同委員会の種類)

第2条 合同委員会とは、次の各号のいずれかに該当し、定款第38条に基づき設けられた2以上の委員会が合同して行う会議(以下「合同委員会」という。)をいう。

- (1) 各委員会が当該委員会の根拠規程に基づく定足数を満たして行う会議(以下「1号合同委員会」という。)
- (2) 各委員会の委員長又は副委員長のみが参集して行う会議(以下「2号合同委員会」という。)

(合同委員会の開催)

第3条 各委員会の委員長もしくはコンプライアンス委員長又は総務委員長は、理事会決議が必要な事項について所管する委員会が不明確な場合、又は所管する委員会が明確なときであっても当法人の事業の円滑な推進のために必要と認める場合、関係しうる委員会の委員長に対して、合同委員会の開催を要請することができる。

2 前項に基づく合同委員会の開催を要請する者は、合同委員会への参加を要請する委員会の委員長に対して、合同委員会の議題及び参加を要請する委員会との関係を明示するものとする。

3 前2項に基づき合同委員会への参加要請を受けた委員会又は委員長もしくは副委員長は、合理的な事由がない限り、合同委員会の開催を拒否することはできない。

(事前の準備)

第4条 2号合同委員会を開催するにあたり、参加する各委員会の委員長は、当該2号合同委員会の開催日までに、各委員会の根拠規程に従って、当該2号合同委員会の議題に関して各委員会内で意見をまとめなければならない。

(合同委員会の運営)

第5条 合同委員会の議長は、都度、参加している委員長又は副委員長の中から互

選により選任する。ただし、所管事項が明確な場合は、当該事項を所管する委員会の委員長（委員長が欠席の場合、副委員長）を議長とする。

- 2 1号合同委員会は、参加しているすべての委員会における各委員会の委員の過半数の出席をもって成立し、その審議事項は、参加しているすべての委員会において出席委員の過半数の同意をもって決定する。
- 3 2号合同委員会は、参加予定者の過半数の出席をもって成立し、その審議事項は、出席者の過半数の同意をもって決定する。
- 4 合同委員会に参加する資格を有する者で、議題につきあらかじめ書面をもって意見を表明した者は、出席したものとみなして前2項の規定を適用する。

(議事録)

第6条 合同委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。ただし、合同委員会に参加した委員会の委員には、適宜の方法で周知する。
- 3 第1項の議事録は、合同委員会に参加した各委員会の委員長（委員長が欠席した場合は副委員長）が記名押印する。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の審議及び活動において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成28年3月19日制定〕

この規程は、平成28年3月19日から施行する。